令和７年（ヒ）第２０９２号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　山室繊維株式会社
代表清算人　高橋　国臣
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
滋賀県守山市守山４丁目13番７号
清算株式会社　株式会社メディケア
代表清算人　兼髙さおり
1　決定年月日　令和７年12月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０号
岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社　株式会社ＦＵＤ
代表清算人　マクドナルド吉延洋子
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
兵庫県伊丹市北河原４丁目２番15号
清算株式会社　株式会社マックス
代表清算人　西川　精一
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号
山形県米沢市城南４丁目３番16号
清算株式会社　株式会社フラスク
代表清算人　井上　　太
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者目録記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額（確定日現在）を弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙）
協定債権者目録
債権者番号１
債権者名
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町134番地
株式会社ブイ・テクノロジー
債権額
⑴　金220,500,000円
ただし、債権者が清算株式会社に対し、令和２年12月30日から令和７年７月４日までの間に順次貸し付けた貸金の残元金（合計額）
⑵　⑴に対する令和７年８月１日から完済まで年1.4％の割合による遅延損害金（債権者集会日である令和７年12月２日現在金1,048,734円）
以上
山形地方裁判所米沢支部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始